

占い書籍複製事件：東京地裁平成 19(ワ)31919 号・平成 20 年 6 月 11 日
(民 40 部) 判決 棄却

〔キーワード〕

アイディア，複製権，翻案権，同一性保持権

〔事 実〕

本件は，原告が，被告らに対し，被告書籍 1 及び 2 が，原告の著作権(複製権，翻案権)を侵害すると主張して，著作権法 1 1 2 条に基づき当該書籍の販売等の差止め及び在庫品の廃棄，民法 7 0 9 条に基づき損害賠償金及び遅延損害金の支払，並びに著作権法 1 1 5 条(同一性保持権侵害)に基づき謝罪広告を求めた事案である。

1 前提事実

(1) 当事者

ア 原告 A は，数霊占術学会から出版された「数霊占術講義(1)入門初級編(改訂版)」(平成 3 年 7 月 2 8 日改訂版発行。甲 1。以下「原告書籍」という。)の著作者であり，著作権者である。

イ(ア) 被告講談社は，雑誌及び書籍の出版等を業とする株式会社であり，平成 1 9 年 6 月 1 9 日，被告書籍 1 (甲 2)を発行した。

(イ) 被告テレビ朝日は，放送法によるテレビジョン，その他一般放送事業，出版物の刊行並びに販売等を業とする株式会社であり，平成 1 7 年 1 2 月 5 日，被告書籍 2 (甲 3)を発行した。

(ウ) 被告 B は，被告書籍 1 の著作者であり，被告講談社に対し，被告書籍 1 の出版を許諾した。

被告 B は，被告書籍 2 の著作者であり，被告テレビ朝日に対し，被告書籍 2 の出版を許諾した。

(2) 各書籍の記載内容

ア 原告書籍，被告書籍 1 及び被告書籍 2 には，別紙原告書籍と被告書籍 1 及び 2 との対比表(以下「別紙対比表」という。)記載のとおり記載箇所がある。

イ 原告が被告書籍 1 につき侵害を主張する箇所は，次のとおりである。

(ア) 旧暦に基づく算出(別紙対比表 1 の波線部分)

a 原告書籍 1

原告書籍(2 4 頁)には，「生年数」を旧暦に基づいて算出することについて，「生年数を出す時，一番大事な観点は，暦における節入で，入門初心者がかならずと言ってよいほど，間違いを起こすところですから，何回も繰り返して，

ご記憶下さい。毎年の立春から翌年の節分までを一年として区分けします。立春は、平年は二月四日頃、閏年は二月五日頃が節入りとなります。従って一月生れ、二月節入り前に生れた場合は、前年で計算します。」と記載されている(以下、この記載を「原告書籍1」といい、他の記載についても同様に略称する。)

b 被告書籍1の1

被告書籍1(22頁)には、「宿命数」を旧暦に基づいて算出することについて、「ひとつだけ気をつけていただきたいのは、この占いは旧暦がベースになっているということ。ですので、一年間は、節分の2月3日までとなります。つまり、1月1日～2月3日までの間に生まれた方は、前年生まれになるのです。」と記載されている(以下、この記載を「被告書籍1の1」といい、他の記載についても同様に略称する。)

(イ) 「命数」の出し方(別紙対比表2の破線部分)

a 原告書籍2

原告書籍(90頁)には、「命数」の出し方について、「・・・年・月・日を加えて、単数化した数を、命数とし、」と記載されている(原告書籍2)。

b 被告書籍1の2

被告書籍1(22頁)には、「宿命数」の求め方について、「・・・生年月日をすべて一桁の数にばらします。そして、それをはしから足していく・・・」と記載されている(被告書籍1の2)。

(ウ) 具体例(別紙対比表3の二重線部分)

a 原告書籍3

原告書籍(91～92頁)には、「命数」の出し方の具体例として、「昭和29年(1954)3月20日生。

$1 + 9 + 5 + 4 = 19$ $1 + 9 = 10$ $1 + 0 =$ 。3月は生月の数が ですから、そのまま使用します。20日の場合は複数ですから、 $2 + 0 =$ とします。そのうえで、年月日の単数を加えます。

$+$ $+$ $=$ この を命数と呼びます。」と記載されている(原告書籍3)。

b 被告書籍1の3

被告書籍1(22頁)には、「宿命数」の求め方の具体例として、「1981年2月1日生まれの方は、1980年2月1日として計算をしてください。この場合、 $1 + 9 + 8 + 0 + 2 + 1 = 21$ となり、 $2 + 1 = 3$ で宿命数は3となります。」と記載されている(被告書籍1の3)。

(I) 数霊盤の数の展開(別紙対比表4の破線部分)

a 原告書籍4

原告書籍(35頁)には、「数霊盤」の数の展開について、「・・・A場に 数を入れ、アルファベット順に数を入れて行きます・・・」と記載されている(原告書籍4)。

b 被告書籍1の4

被告書籍1(116頁)には、「命式」の作り方について、「・・・黒丸数字の順序に従って、数字を配列します。」と記載されている(被告書籍1の4)。

(オ) 破壊数の説明(別紙対比表5の一点鎖線部分)

a 原告書籍5

原告書籍(42頁)には、「破壊数」について、「・・・凶作用を誘発する、凶性の意味をもつ数・・・」と記載されている(原告書籍5)。

b 被告書籍1の5

被告書籍1(24頁)には、「破壊数」について、「破壊数は、人生においてマイナスとなる性質や運勢傾向を表す数・・・」と記載されている(被告書籍1の5)。

(カ) 数字の印の付け方(別紙対比表6の太い一点鎖線部分)

a 原告書籍6

原告書籍(43頁)には、「数霊盤」に記入した数字の印の付け方について、「破壊数の記号は『×』です。数霊盤に記入する十二支の記号は『 』です。」と記載されている(原告書籍6)。

b 被告書籍1の6

被告書籍1(117頁)には、「命式」に記入した数字の印の付け方について、「数字をすべて埋めたら、破壊数に×を、宿命数と姓名数に をつけます。」と記載されている(被告書籍1の6)。

(キ) 数霊簡易暦(別紙対比表7。別紙Aと別紙C)

a 原告書籍7

原告書籍(153～170頁)には、1912(大正1)年から2000(平成12)年まで、別紙Aの「数霊簡易暦」の縦書きの一覧表の形式で、各年の月ごとに、旧暦に従った「節入(日)」、「(生)月数理」、「十二支」、月ごとの「破壊数」が記載され、各年ごとに、「(生)年数理」、「十二支」、年ごとの「破壊数」が記載されている(原告書籍7)。

b 被告書籍1の7

被告書籍1(184～189頁)には、1935年から2006年まで、別紙Cの「破壊数早見表」の横書きの一覧表の形式で、各年の月ごとに、旧暦に従った「節入(日)」、「激数」、「破壊数」が記載されている(被告書籍1の7)。

(ク) 破壊数一覧表(別紙対比表8。別紙Bと別紙C)

a 原告書籍8

原告書籍(152頁)には、別紙Bの「破壊数一覧表」のとおり、大正1(1912)年から平成13(2001)年までの各年ごとの「破壊数」の一覧表が掲載されている(原告書籍8)。

b 被告書籍1の8

被告書籍1(184～189頁)には、1935年から2006年まで、別紙Cの「破壊数早見表」の形式で、各年の月ごとの「破壊数」の一覧表が掲載されている(被告書籍1の8)。

(ケ) 数霊盤(別紙対比表9)

a 原告書籍9

原告書籍(35頁)には、「数霊盤」の数の展開の説明において、別紙対比表「9数霊盤」に記載のとおり(5図)が記載されている(原告書籍9)。

b 被告書籍1の9

被告書籍1(117頁)には、「命式」の作り方の説明において、「激数8の人の場合」として、別紙対比表「9命式」に記載のとおり(5図)が記載されている(被告書籍1の9)。

ウ 原告が被告書籍2につき侵害を主張する箇所は、次のとおりである。

(ア) 旧暦に基づく算出(別紙対比表1の波線部分)

a 原告書籍1

前記イ(ア)aと同じ。

b 被告書籍2の1

被告書籍2(9頁)には、「宿命数」を旧暦に基づいて算出することについて、「・・・旧暦がベースとなり、1年は、節分(2月4日)からスタートすると考えるのです。たとえば、2006年は2006年2月4日～2007年2月3日まで。2006年1月1日～2月3日は、宿命数を考える上では『2005年』となることを覚えておいてください。」と記載されている(被告書籍2の1)。

(イ) 破壊数の説明(別紙対比表5の一点鎖線部分)

a 原告書籍5

前記イ(イ)aと同じ。

b 被告書籍2の5

被告書籍2(68頁)には、「破壊数」について、「・・・最大かつ最凶の影響を与えるのが『破壊数』です。」と記載されている(被告書籍2の5)。

(ウ) 破壊数一覧表(別紙対比表8。別紙Bと別紙D)

a 原告書籍8

前記イ(ウ)aと同じ。

b 被告書籍2の8

被告書籍2(70~71頁)には、別紙Dの「生まれ年で見る破壊数早見表」のとおり、1950年から1999年までの各年ごとの「破壊数」の一覧表が掲載されている(被告書籍2の8)。

2 争点

- (1) 争点1 複製権又は翻案権の侵害の有無及び同一性保持権の侵害の有無
 - ア 実質的同一等
 - イ 依拠
- (2) 争点2 故意又は過失
- (3) 争点3 損害の有無及び額
- (4) 争点4 謝罪広告の必要性

〔判 断〕

1 複製，翻案等

著作権法は、思想又は感情の創作的な「表現」を保護するものである(著作権法2条1項1号)。したがって、既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体ではない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、複製にも翻案にも当たらない(最高裁平成13年6月28日第一小法廷判決民集55巻4号837頁参照)。また、上記の複製にも翻案にも当たらない著作物は、同一性保持権を侵害するものでもない。

2 原告書籍と被告書籍1との実質的同一性について

(1) 旧暦に基づく算出

ア 前提事実(2)イ(ア)によれば、被告書籍1の1は、原告書籍1と表現において全く異なっていると認められ、複製権侵害、翻案権侵害、同一性保持権侵害のいずれにも当たらない。

イ これに反する原告の主張は、「旧暦に従って、毎年の立春から翌年の節分までを1年として区分する」という「アイデア」における同一性を指摘するものにすぎず、到底採用することができない。

(2) 「命数」の出し方

ア 前提事実(2)イ(イ)によれば、被告書籍1の2は、原告書籍2と表現において全く異なっていると認められ、複製権侵害、翻案権侵害、同一性保持権侵害のいずれにも当たらない。

イ これに反する原告の主張は、生年月日を構成する数字を順次加算し、1桁の数字になるまで繰り返すという「アイデア」における同一性を指摘するものにすぎず、到底採用することができない。

(3) 具体例

ア 前提事実(2)イ(ウ)によれば、被告書籍1の3は、足し算の数式の部分で同一性を有すると認められないではないが、その部分は創作性のない部分であると認められる。その余の部分では、被告書籍1の3は、原告書籍3と表現において全く異なっていると認められる。よって、被告書籍1の3は、複製権侵害、翻案権侵害、同一性保持権侵害のいずれにも当たらない。

イ これに反する原告の主張は、「命数」の出し方という「アイデア」における同一性を指摘するものにすぎず、到底採用することができない。

(4) 「数霊盤」の数の展開

ア 前提事実(2)イ(エ)によれば、被告書籍1の4は、原告書籍4と表現において全く異なっていると認められるから、複製権侵害、翻案権侵害、同一性保持権侵害のいずれにも当たらない。

イ これに反する原告の主張は、「数霊盤」の数の展開という「アイデア」における同一性を指摘するものにすぎず、到底採用することができない。

(5) 「破壊数」の説明

ア 前提事実(2)イ(オ)によれば、被告書籍1の5は、原告書籍5と表現において全く異なっていると認められるから、複製権侵害、翻案権侵害、同一性保持権侵害のいずれにも当たらない。

イ これに反する原告の主張は、「破壊数」の概念という「アイデア」における同一性を指摘するものにすぎず、到底採用することができない。

(6) 数字の印の付け方

ア 前提事実(2)イ(カ)によれば、被告書籍1の6は、破壊数の記号等の部分で、原告書籍6と同一性を有すると認められないではないが、印の付け方として、 \times を採用し、殊に悪いものに \times を付することはありふれた表現であると認められるから、上記の箇所での同一性は、創作性のない部分におけるものであると認められる。その余の部分では、被告書籍1の6は、原告書籍6と表現において全く異なっていると認められる。よって、被告書籍1の6は、複製権侵害、翻案権侵害、同一性保持権侵害のいずれにも当たらない。

イ これに反する原告の主張は、 \times の使用等の創作性のない部分での同一性を指摘するものにすぎず、到底採用することができない。

(7) 数霊簡易暦

ア 前提事実(2)イ(キ)によれば、被告書籍1の7は、「節入(日)」、「(生)月数理」、月ごとの「破壊数」の部分で、原告書籍7と同一性を有すると認められるが、占いの方法として旧暦を採用すれば、「節入(日)」が同一となるのは当然の結果であるし、占いの方法として原告と同じ方法を採用すれば、「(生)月数理」、月ごとの「破壊数」の部分で同一となるのは当然の結果であるから、これらの部分での同一性は、「アイデア」などの表現それ自体ではない部分で

の同一性にすぎないと認められる。

また、月ごとの「破壊数」等を表形式で、時系列に記載することは、ありふれた表現であると認められる。しかも、被告書籍1の7は、各年を旧暦では前年に属する1月を除外して2月から開始し、原告書籍7には存在する「十二支」や年ごとの破壊数等を有しないなどの点で、原告書籍7と異なっていると認められる。

よって、被告書籍1の7は、複製権侵害、翻案権侵害、同一性保持権侵害のいずれにも当たらない。

イ これに反する原告の主張は、到底採用することができない。

(8) 破壊数一覧表

ア 前提事実(2)イ(ク)によれば、月ごとの「破壊数」等を表形式で、時系列に記載することは、ありふれた表現であると認められるから、表形式の採用の点で、被告書籍1の8が原告書籍8と同一であると認めることはできない。その余の部分では、被告書籍1の8は、原告書籍8とは、内容においても表現においても全く異なっている。

よって、被告書籍1の8は、複製権侵害、翻案権侵害、同一性保持権侵害のいずれにも当たらない。

イ これに反する原告の主張は、到底採用することができない。

(9) 数霊盤

ア 前提事実(2)イ(ケ)によれば、原告書籍9と被告書籍1の9とは、正方形を9等分したマス目に1～9の数字の配列順序を記入したものである点で共通すると認められるが、原告が主張するとおり、原告書籍9は、1～9までのすべての数を数霊理論で展開したときに各場にどのような数が配置されるかを表した別紙Eの複数枚の図(6図。原告書籍36頁)を統一的に表したものであり、原告の数霊に関する思想と計算方法をマス目にアルファベットと数字を配置することによって視覚的に表現したものであるとすると、このような思想を分かりやすく説明するために他に様々な表現方法があるとは認められないから、被告書籍1の9における9つに区分した正方形のマス目の部分は、表現上の創作性のない部分において、原告書籍9と同一であるにすぎないと認められる。

その余の部分においては、被告書籍1の9は、例示された数字が異なり、数字を配列する順序を黒丸数字で示している点で、原告書籍9とは異なっている。

よって、被告書籍1の9は、複製権侵害、翻案権侵害、同一性保持権侵害のいずれにも当たらない。

イ これに反する原告の主張は、到底採用することができない。

(10) まとめ

以上のとおり、被告書籍1の1ないし9は、原告書籍の複製ないし翻案であ

るとはいえないし、その同一性保持権を侵害するものでもない。

よって、原告書籍の複製権又は翻案権に基づく被告書籍1の販売等の差止請求等、上記複製権又は翻案権侵害を理由とする損害賠償請求、並びに同一性保持権侵害を理由とする謝罪広告の掲載請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がない。

3 原告書籍と被告書籍2との実質的同一性について

(1) 旧暦に基づく算出

ア 前提事実(2)ウ(ア)によれば、被告書籍2の1は、原告書籍1と表現において全く異なっていると認められ、複製権侵害、翻案権侵害、同一性保持権侵害のいずれにも当たらない。

イ これに反する原告の主張は、「旧暦に従って、毎年立春から翌年の節分までを1年として区分する」という「アイデア」における同一性を指摘するものにすぎず、到底採用することができない。

(2) 「破壊数」の説明

ア 前提事実(2)ウ(イ)によれば、被告書籍2の5は、原告書籍5と表現において全く異なっていると認められるから、複製権侵害、翻案権侵害、同一性保持権侵害のいずれにも当たらない。

イ これに反する原告の主張は、「破壊数」の概念という「アイデア」における同一性を指摘するものにすぎず、到底採用することができない。

(3) 破壊数一覧表

ア 前提事実(2)ウ(ウ)によれば、占いの方法として原告と同じ方法を採用すれば、「破壊数」の部分で同一となるのは当然の結果であるから、これらの部分での同一性は、「アイデア」などの表現それ自体ではない部分での同一性にすぎないと認められる。

年ごとの「破壊数」等を表形式で、時系列に記載することは、ありふれた表現であると認められるから、表形式の採用の点で、被告書籍2の8が原告書籍8と同一であると認めることはできない。

その余の部分では、被告書籍2の8は、昭和又は平成による年を併記せず、年齢を併記している点で、原告書籍8とは内容においても表現においても異なっていると認められる。

よって、被告書籍2の8は、複製権侵害、翻案権侵害、同一性保持権侵害のいずれにも当たらない。

イ これに反する原告の主張は、到底採用することができない。

(4) まとめ

以上のとおり、被告書籍2の1、5及び8は、原告書籍の複製ないし翻案であるとはいえないし、その同一性保持権を侵害するものでもない。

よって、原告書籍の複製権又は翻案権に基づく被告書籍2の販売等の差止請求等、上記複製権又は翻案権侵害を理由とする損害賠償請求、並びに同一性保持権侵害を理由とする謝罪広告の掲載請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がない。

4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないから、棄却することとし、主文のとおり判決する。

〔論 説〕

1. 裁判所は、原告が著作した「数霊占術講義」をどの程度読み込んで理解したのかわからないが、原告書籍なるものは1冊であり、これを1～9に分けた部分について、被告Bの書籍の中の9部分と対比して論じているようである。

また、判決は、検討に際し、既存の著作物との同一性とか、表現上の創作性がない部分とかという認定を前提としていることは、これらの事実を被告提出の証拠をよく読んで理解しているから、とわれわれは思いたいのだが、果してどうなのだろうか。

2. さて、発表されているこの判決文には、判決が引用している前記した原告書籍と被告書籍との別紙対比表その他についてのものが添付されていないので、具体的な各表現形式の内容を対比して把握することはできない。

しかし、判決の認定事項をそのまま鵜呑みにするならば、判決は最高裁平成13年6月28日一小判決を引用し、原告Aの書籍で表現している文章などは、「思想又は感情の創作的『表現』それ自体ではない部分」であったり、「表現上の創作性がない部分」であったりして、既存の著作物と同一性を有するにすぎないものであるから、被告Bの書籍1, 2の中に記載されている指摘部分は、原告書籍からの複製にも翻案にも当たらないと認定している。そして、複製にも翻案にも当たらない著作物は、同一性保持権の侵害にもならないと認定している。

したがって、原告書籍が複製権又は翻案権に基いて、被告書籍1, 2の販売等の差止請求等、上記複製権又は翻案権侵害を理由とする損害賠償請求、並に同一性保持権侵害を理由とする謝罪広告の掲載請求をすることは、いずれも理由がないと認定されたのである。

しかし、果してこういう認定判断が妥当といえるかどうかは、筆者にはわからないが、次のことだけは言っておきたい。

著作物（表現形式）の根源にある「アイディア」は保護対象とならないとは一般に言われているが、例えば原作が存在し、原作に基いて表現する漫画にと

っては、文字で表現されたものはアイデア（意想）であって、マンガ家が自分の創造力を働かせて絵の展開に表現して仕上げるのである。この原作とマンガとの関係は、著作権法の判例上は翻案と判示されている（「キャンディ・キャンディ事件」D - 1 , D - 9 ）。

すると、占い書の場合は、元の書物に依拠して、文章表現に多少独自の表現を使ったとしても、根源にある占い書のアイデアは同一の場合であれば、翻案ではなく複製の問題が出てくるように思われる。

〔牛木 理一〕

(別紙)

書籍目録

1 書名 B 運命の激数占い
著者名 B
発行日 2007年6月19日
発行所 株式会社 講談社
定価 1300円(消費税別)

2 書名 激数占い
著者名 B
発行日 2005年12月5日
発行所 株式会社テレビ朝日コンテンツ事業部
定価 933円(消費税別)

(別紙)

謝罪広告目録

1 私Bは、平成17年12月5日、書籍『激数占い』を株式会社テレビ朝日コンテンツ事業部から、また、平成19年6月19日、書籍『運命の激数占い』を株式会社講談社から発行しましたが、同書籍は、A氏執筆の著作物を無断で利用したものです。これにより同氏の著作権を侵害し、同氏に対し多大の迷惑をお掛けいたしました。よって、ここに同氏に対し謝罪いたします。

B

2 当社株式会社講談社発行の「運命の激数占い」は、A氏執筆の著作物を抜粋し、改変を加えたものを同氏に無断で転用し、出版したものです。

当社は、ここに上記事実を認め、A氏に深くお詫びを申し上げます。

株式会社講談社

3 当社株式会社テレビ朝日発行の「激数占い」は、A氏執筆の著作物を抜粋し、改変を加えたものを同氏に無断で転用し、出版したものです。

当社は、ここに上記事実を認め、A氏に深くお詫びを申し上げます。

株式会社テレビ朝日

4 掲載条件

朝日新聞、読売新聞、毎日新聞及び日本経済新聞の各全国版朝刊社会面に、2段2分の1頁の大きさで、表題部は20ポイント活字、その余の部分は10ポイント活字で、1回ずつ掲載すること